

保持状況確認の背景

- 「事業所母集団データベースの整備方針（平成23年3月25日総務大臣決定）」及び「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」において、国の行政機関が実施する事業所・企業を対象とした統計調査の調査票情報については、事業所母集団データベースから付与された共通コード（共通事業所コード）を保持するものとされている。
- 平成23年度統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果では、各府省の統計データ等の管理における共通事業所コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要があるとされ、総務省においては、共通事業所コードの保持を推進するため、その保持状況を把握し、必要な調整・サポートを実施することとされた。

共通事業所コードの保持状況

○回答数190調査

- コード保持調査数：129調査（保持率 67.9%）



対応予定の調査

- 平成25年、平成26年に對応するとした調査
 - ・個別調査の集計システム改修、エクセル等を使用した対応 など
- 平成27～33年度に對応するとした調査の内訳
 - ・周期調査（5年、10年）のため、次回調査から対応
 - ・予算措置も含め、プログラム開発・改修等を予定
- 21統計調査の保持状況及び対応予定

21統計調査				
計	保持している	25年度	26年度	～28年度
21	13	4	3	1

調整・サポート

- 特段の理由により、共通事業所コードがすぐに保持できない場合、保持できるまでの間、各統計調査結果（名簿含む）の提出に際し、併せて事業所のユニークコード（調査独自コード）を提出
- 事業所母集団データベースシステムにおいて、前回提出されたユニークコード（調査独自コード）を用いて、共通事業所コードと紐づけて処理